



やお市政だより

第384号

昭和44年5月20日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

発行所 大阪府八尾市役

八尾市本町1 TEL代03881

印刷 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましよう。1.あたたかい心でまじわりましよう。1.みどりのまちをつくりましよう。1.文化財をたいせつにましよう。1.働くよこびにましよう。

市の動き

●道路や空地にごみを捨てないでください

最近市内の道路や空地にごみの不法投棄がめだつて多くなっています。

不法投棄は町の美観をそこなうばかりでなく、衛生的にも好ましくありません。みんなで協力して不法投棄をなくし、住みよい清潔な八尾市をつくりましよう。

■多量のごみ処理は清掃事業所へご相談ください

最近建物の増改築等による建設廃材(瓦・壁土等)が多く捨てられています。各家庭で特別にごみが多量に出る場合は別の車で収集していますので、清掃事業所(TEL(91)7345-6)へご相談ください。有料で処理します。

また、不法投棄されやすい宅地造成中の土地や空地については、土地の占有者にも責任がありますので、土地の所有者や管理者は柵を作るなり立て札を立てるなどして、じゅうぶんに管理するようにしてください。

土地の管理者についての責任、不法投棄をしたものに対する清掃法の規定は次のようになっています。

第5条

①土地または建物の占有者は、その土地または建物内の汚物を掃除して清潔を保つとともに……衛生的に管理しなければならない。



②何人も公園、広場、道路、河川、港湾その他公共の場所を汚さないようにしなければならない。

第24条

公共の利益に反してみだりに汚物の投棄をした者は3万円以下の罰金または拘留もしくは特別に処する。

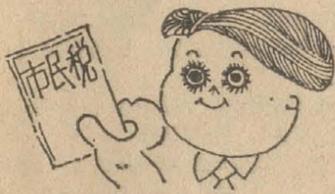
■不法投棄を見たらすぐ市役所へお知らせください

不法投棄をしているところを目撃された方は(不法投棄は清掃法第5条、第24条に占有者の維持管理や罰則規定があり、これを警察に告発します)車の番号やダンプナンバーを確認の上、すぐ清掃事業所へお知らせください。



●市民税の控除額などが引き上げられました

このほど地方税制の改正が行われ、市税についても、一部改正されました。その主なものは次のとおりです。



■個人市民税

▽各種控除が引き上げられました(カッコ内は改正前)

☆基礎控除は12万円(11万円)に

☆配偶者控除は10万円(9万円)に

☆扶養控除は6万円(5万円)に

43年度の所得税の給与所得控除の引き上げと、この住民税の控除の引き上げの結果、夫婦と子供3人の給与所得者の所得割の課税最低限は昭和43年度の53万2千400円から62万3千7百71円に引き上げられました。

▽障害者控除等も引き上げられました

☆障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除は7万円(6万円)に

☆特別障害者のための障害者控除は9万円(8万円)に

☆障害者、未成年者、老年者、寡婦の非課税限度額を年所得30万円(28万円)に引き上げられました。

☆特別徴収は6月から翌年5月までの12回(6月から翌年8月までの10回)徴収へ

☆均等割のみの特別徴収は最初の月に一括徴収になりました

☆土地家屋等の譲渡による譲渡所得は、所得税と同様に長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分し課税の特例が設けられました。

■固定資産税

▽課税標準の特例で改正がありました

☆都市計画において定められた地下駐車場一都市計画において定められた一般公共用の路外駐車場で地下にこれらが設けられた家屋、償却資産は、新設後5年間に限り固定資産税の課税標準額を価格の2分の1にします。



☆特定の公害防止施設=砂利の採取による災害防止、ばい煙の処理や騒音の防止のための償却資産のうち、特定のものについては原則として固定資産税の課税標準額を価格の2分の1にします。

▽新築住宅=これまで新築住宅や新築中高層耐火建築住宅で、昭和44年1月1日までに新築されたもので、一定の要件に該当するものについては、一定期間(普通住宅3年間、中高層耐火建築住宅で4階以下は5年、5階以上は10年)固定資産税額を2分の1減額されていましたが、今回これを昭和50年1月1日までに新築されたものまで適用期限の延長をすとともに、一定の要件中、住宅の床面積についても昭和43年1月2日以降のものについて100㎡(改正前85㎡)以下と要件が広げ

られました。

■電気ガス税

▽電気ガス税の免税点の引き上げ

☆1ヶ月の電気料金が500円(改正前400円)以下は免税

☆1ヶ月のガス料金が1000円(改正前800円)以下は免税

■固定資産税が急に上がったときは

最近固定資産税について本年度の税額が前年度に比べて急増したなどの理由で問い合わせをされる方がありますが、その大半は新築住宅による3年間税額2分の1軽減の特例期間の終了で本来の税額に戻った場合や、また宅地については39年に評価額が大きく変わったものについて、評価額をそのまま課税標準額とせず年々調整しながら課税標準額を増額しているため、昨年まではその額が免税点(8万円)以下で課税されていなかったものが、ことは免税点を越えることにより土地に対する税金が加わった場合などでありますのでご不審な点につきましては税務課まで問い合わせください。

●水道週間にちなんで水道施設を開放します

第11回水道週間に来月1日から7日まで全国的に展開されます。

昔からお金をムダにたくさん使うことを「湯水のように使う」といっているくらいで、水は大切につかわなくてもよい代表のように思われていました。しかし人がふえ、産

業が栄えて水がたくさんいるようになった今日では、水は非常に大切なものとなり決してムダに使えない時代となりました。

水道局では、この水道週間にちなみ、市民の皆さんに水道に対する理解と親しみを深めていただくため、各家庭に八尾の水道を紹介

するパンフレットを配布するほか、各水道施設を開放し期間中は個人でも団体でも見学できるようにいたしますので、どしどし申し込みをして下さい。なお低圧配水池は無人設備で危険なため団体に限り見学をうけつけます。

開放する施設 ▽八尾浄水場(八尾市光南町1丁目4-30) ▽高安受水場(八尾市大字服部川1607) ▽竜華浄水場(八尾市大字安中54) ▽低圧配水池(八尾市大字垣内478)施設見学を希望される方は、水道局総務課庶務係まで連絡してください。TEL(22)1661

●予防接種のお知らせは回覧をやめ、市政だより一本になります

保健衛生部では、今まで各種予防接種などのお知らせを当市政だよりと回覧板で市民の

みなさまにおつたえしてきましたが、今後この予防接種などについては、当市政だより一

本で行なうことになりましたので月2回発行の「市政だより」を忘れずお読みくださ

い。



やお市政だより

昭和44年5月20日

2

第384号

市の行事

5/26 (月)	★心配 13.00~16.00 福祉会館 ★家児 10.00~16.00 福祉会館	★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター
27 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 市民相談室 ★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター	
28 (水)	★結婚 13.00~16.00 福祉会館 ★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★行政 13.00~16.00 市民相談室	★日本脳炎の予防接種(1回目) 13.30~15.00 大正小、竹淵小
29 (木)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室() 17.30~21.00	★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター ★日本脳炎の予防接種(1回目) 13.30~15.00 安中小、山本球場
30 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★日本脳炎の予防接種(1回目) 13.30~15.00 志紀幼	
31 (土)		
6/1 (日)	★防災の日 ★働く人の美術展搬入日 10.00~17.00 労働会館(山本)	
2 (月)	★心配 13.00~16.00 福祉会館 ★家児 10.00~16.00 福祉会館	★献血デー 10.00~15.00 市立病院
3 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 市民相談室 ★働く人の美術展 9.00~19.00 労働会館(山本)	
4 (水)	★結婚 13.00~16.00 福祉会館 ★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★働く人の美術展 9.00~19.00 労働会館(山本)	
5 (木)	★少年を守る日 ★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室() 17.30~21.00	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター ★働く人の美術展 9.00~19.00 労働会館(山本)
6 (金)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★働く人の美術展 9.00~19.00 労働会館(山本)	
7 (土)	★市民体育大会 バレーボールの部(中学生) 13.00~ 教育センター内体育館、成法中 ★働く人の美術展 9.00~19.00 労働会館(山本)	
8 (日)	★市民体育大会 バレーボールの部(一般女子) 9.00~ 教育センター内体育館 ★働く人の美術展 9.00~17.00 労働会館(山本)	
9 (月)	★心配 13.00~16.00 福祉会館 ★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★日本脳炎の予防接種(1回目) 13.30~15.00 山本小、萱振集会所	
10 (火)	★家児 10.00~16.00 福祉会館 ★交通 13.00~16.00 市民相談室 ★日本脳炎の予防接種(1回目) 13.30~15.00 竜華小	

★この欄は切り取って適当な所へ貼ってください。余白はメモにどうぞ。



〈働く人の美術展作品募集〉

労働会館では第10回八尾美術協会展併催働く人の美術展を6月3日(火)から8日(日)の午前9時から午後7時(ただし8日は午後5時)まで、同会館(近鉄山本駅下車東へ100m)で開きますが、いまその出品作を募集しています。

▽作品受けつけ=6月1日(日)10時から午後5時まで労働会館で行います。ただし団体出品は5月31日(土)の2時からです。

▽選考=会員による審査の上、入選作品だけを陳列します。

▽種別=絵画…額装で総計百号まで、使用材料、大きさは自由。彫刻、工芸…使用材料、大きさは自由、写真…引伸写真でパネル張り、組み写真は1枚のパネルにしたもの。出品はいずれも2点以内です。

▽賞=八尾美術協会賞、市長賞など。

▽授賞式=6月6日(金)午後5時から会場で

〈行政相談を開いています〉

公聴課では、役所の仕事で迷惑をこうむったり、不利な取り扱いを受けた方々のために行政相談を開いています。たとえば恩給、遺族年金、登記、国税、厚生年金保険、国民年金、健康保険、労災保険、生活保護、保健衛生、農地、陸運、郵便、道路、公営住宅、河川、公害など許可可や国鉄、電信電話、専売など公社、公団など事業団の業務について不満や苦情のある方は遠慮なくご相談にお越しください。相談は無料で、秘密は守られます。

▽相談委員=青木只雄さん(山本町北3丁目78、TEL 22-6484)

▽定例相談所=市役所内市民相談室毎月8、18、28日の午後1時~4時

人の動き =5月1日現在=

人口総数	204,059 (+ 1146)
男	103,116 (+ 651)
女	100,943 (+ 495)
世帯数	60,904 (+ 474)

()内は前月よりの増減です。

- 注
- 家児 = 家庭児童相談
 - 交通 = 交通相談
 - 心配 = 心配ごと相談
 - 行政 = 行政相談
 - 結婚 = 結婚相談



*いま住んでいるところに住民登録をしていますか？

■くらしと行政のかけ橋 それが住民基本台帳です

住民基本台帳(住民票)は、市役所に備えられており、選挙、教育、保険、年金、印鑑証明などみなさんのくらしに関係の深い行政の基礎に用いられます。

■選挙人名簿は住民基本台帳から登録されます

選挙人名簿へ登録されるためには、現在のところ、みなさんからの申し出を必要としますが、本年7月20

日からは、住民基本台帳から選挙人名簿を調整する制度に改められます。

したがって、現在選挙人名簿に登録されている人でも、住民登録をしていない人は名簿から抹消され、選挙権がなくなります。

■届出は早く、正しく、忘れずにしましょう

このような大きな役割をはたす住民基本台帳ですから、住所を移転される時は必ず、市役所(出張所)へ届け出てください。まだ届け出ていない人は今すぐにはじめましょう。



やお市政だより

第384号

3

昭和44年5月20日

お知らせ

●議会のこと

■議長に平田氏、副議長に芋谷氏が選ばれました

5月2日開かれた臨時市議会で役員改選が行われ、議長に平田庄治氏(42)副議長に芋谷清氏(54)が選ばれました。監査委員には、岡本次彦氏が選ばれ、各

常任、特別委員会の正副委員長も次のとおり改選されました。【常任】○総務…浜田昌雄(柴谷光護)○建設…平田正一(高田寛治)○文教産業…宮西栄太郎(片岡まさ)○厚生

…延武重造(大村清)【特別】○広域行政調査…和田一二(寺田新治)○交通対策…角倉菊造(森口慶次郎)○駅前整備…松村富蔵(阿部孝)敬称略、カッコ内は副委員長

●調査のこと

■市民意識を調査した結果がまとまりました

市では、市民生活の実態と市政に対する関心や要望を知り、今後の市政の運営に役立てる資料をえるため、2月20日から27日までの間、世論調査を行いました。この調査は選挙人名簿から抽出された満20歳から69歳の有権者700人に面接し、10項目にわたって調査されましたが、このほどその中間集計がまとまりましたのでその主なものを抜粋してご紹介します。回収率は80.7%(565人)でした。まず住民構成の基礎資料となる来住時期、「八尾市に住みついたのは、いつからでしょうか」の質問に対して戦後移ってきたと答えた人は6割を占め、どこから移ってきまされたかの間には大阪市からと答えた人が3割近くあり、人口のドーナツ化現象を物語っていま

す。また、どうして移ってこられたかの間に対しては、住居、新居を求めてと結婚相手が市内にいたが6割近くを占めています。「八尾市の住み心地」の項では、八尾市に住んでよいと思う点は静かだ、交通の便がよい、なんとなく住みよい、が多く、逆に八尾市に不満に思っている点は物価が高い、子供の遊び場がない、環境衛生が悪いなどをあげています。また今後も八尾に住みたいと考えておられますかの間には、永住したいが50%もあり逆に住みたくないが8%でした。「市政に対する関心と期待」の項では、市から市民生活のことで協力を求められた場合、どうしますかの質問に協力するが8割強もあり、関心の高いことを示し市政について家族

知人とどのようなことを話し合いますかの質問には、道路土木関係、教育問題、環境衛生、下水排水問題と答える人が非常に多くありました。これは、次の質問である、市に重点的に行なってもらいたい仕事とほとんど一致しています。「八尾の未来像」の項については、市の将来計画に対して約半分の人が関心をもっていると答え、全然関心がない人は7%しかなく八尾の未来像にはかなり積極的であることがわかります。また将来八尾がどのような市になる事を望みますかの質問には約半数が住宅を中心とした都市を希望しています。

●年金のこと

■福祉年金、児童扶養手当の所得状況届けをお願いします

70歳以上のおとしより、身体障害者、また、夫と死別したり、離婚された方などで福祉年金や児童扶養手当を受けておられる方は毎年6月に前年分の所得を申し出なければなりません。この届けをしないしていると、ことし1年間の年金や手当を受けることができません。市では次の日程で出張受付を行ないますから該当者は必ず届け出をしてください。

気をつけること①5月6日から支給されている年金、手当は必ず受け取っておくこと②受給者には、場所を指定した葉書を出しますから当日は、その場所で届けを出してください③恩給などを受けておられる方は必ずその証書をご持参ください④郵便局で年金を受け取る時に使う印鑑をもってきてください
と き と ころ
6月9日(月) 竜華出張所 竹洲出張所

10日(火) 久宝寺出張所 曙川出張所
11日(水) 大正 〳 山本労働会館
12日(木) 志紀 〳 西郡出張所
13日(金) 高安 〳 南高安 〳
16日(月) 市民ホール
17日(火) 〳
18日(水) 〳
時間はいずれも午前9時30分から午後3時までです。

●衛生のこと

■日本脳炎の予防接種が始まります

暑さの訪れとともに恐ろしい日本脳炎の流行期がやってきました。発生してからあわてて接種を受けても効果はありません。昨年は、予防ワクチンの全国的な不足で迷惑をおかけしましたが、ことしは必要分は確保しておりますのでぜひ早めに予防接種をうけて日本脳炎からのがれましょう。
▽対象となる方一生後6ヵ月以上の方(ただし、熱のある人、内臓の悪い人、脚気や病気で衰弱している人はうけないでください。)
▽料金—1人1回160円。なお、ことしはじめてうける方は、1週間おいて2回目を必ずうけないと免疫効果がありませんが、昨年2回うけた人はことし1回だけで免疫を得られます。

▽日程
5月28日6月4日 大正小学校 竹洲小学校
5月29日6月5日 安中小学校 山本球場
5月30日6月6日 志紀幼稚園
6月9日6月16日 萱振集会所 山本小学校
6月10日6月17日 竜華小学校
6月11日6月18日 用和小学校
6月12日6月19日 曙川小学校 清友幼稚園
6月13日6月20日 北高安小学校 北山本幼稚園
6月23日6月30日 久宝寺中学校 八尾公園集会所(若草町)
7月4日7月11日 南高安小学校 中高安小学校
7月7日7月14日 八尾小学校

■口腔衛生週間に歯の無料相談を開きます

6月4日から1週間、全国的に「口腔衛生週間」が行なわれますが、当市でもこの行事の一環として、6月4日に市内の歯科医院で歯の無料相談を開くことになりました。「歯は健康の源」といわれるように、歯は食事のとき、話すときなど人間生活に欠くことができません。近年、食生活の向上と糖分の取り過ぎから虫歯にかかっている人は増加の一途をたどり、小学生では9割近くの児童が虫歯をもっています。この機会に、虫歯の予防法、治療法などについてもよりの歯科医院でお気軽にご相談ください。

●保険のこと

■「保険料を二重に払っている気がします」という質問に答えて

【問】わたしは、ある個人経営の商店に勤めていますが、一定以上の収入があるため、父の加入している健保の被扶養者にはならず、わたしは国保に加入しています。ところが、わたしの保険料の算定基準に父の収入までも含めて算定され、保険料が徴収されています。父は健保の方で保険料を給料から差し引かれているので、これでは何か保険料の二重払いをしているような気がして納得がいきません。(一市民)

【答】国民健康保険税の納税義務者は、国民健康保険の被保険者である世帯主です。しかし世帯主は国保の被保険者ではないがその世帯内に国保の被保険者がいるときは、その世帯主を国保の被保険者である世帯主とみなして、保険料の納税義務者となります。(これを「みなす世帯主」という) 保険料は、その世帯を単位として賦課する方式をとっていますので、世帯主が健康保険等の被保険者であるため、国保の被保険者の

資格がない場合でも、その世帯内に国保の被保険者がいるときは、国保の被保険者でない世帯主を、被保険者である世帯主とみなして保険料を賦課することとしています。この場合、みなす世帯主については、国保の療養の給付等を受けることなしに被保険者と同等の負担を求めるといふことは不合理なので、これらの世帯主に対しては条例に定めるところにより、所得割および被保険者均等割額を減額することとしています。

●広報のこと

■市政PR映画「八尾」を貸し出します

このほど市政20周年を記念して作成を急いでいた16mmPR映画「八尾」(イーストマンカラー・上映時間20分)が完成しました。今回市民のみなさんにもっと、今の八尾を

理解していただくため、このフィルム(3本あります)を機材を含めて貸し出すことになりましたので、希望者があれば公聴課広報係まで申しこんでください。もし上映技術につ

いて不慣れな点がありましたら当係まで、ご相談ください。なお、申し込み用紙も当係にあります。

●人の募集

■教育委員会で学校事務職員を募集しています

教育委員会事務局では、市立学校事務職員を次のとおり募集します。希望される方は、受験申込書(事務局総務課にあります)、名刺型写真、卒業証明書、成績証明書を各1通事務局総務課まで提出してください。
▷募集する人数—若干名
▷応募できる人—学校教育法による高等学校

を昭和37年3月以降に卒業し、(短期大学を除く)昭和18年4月2日以降に生まれた方
▷試験のことなど—試験は、第一次試験、第二次試験および身上調査とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行ないます。第一次試験は、6月8日(日)午前9時30分から市立教育センターで行ないます。

▷給与—26,900円以上。他に通勤手当(月額3,900円以内)が支給されます。
▷受付のとき—5月23日(金)から6月5日(木)まで、日曜日を除く。土曜日は正午までです。
▷申込および問い合わせ—教育委員会事務局総務課(TEL 91-3881)まで。



やお市政だより

第384号

4

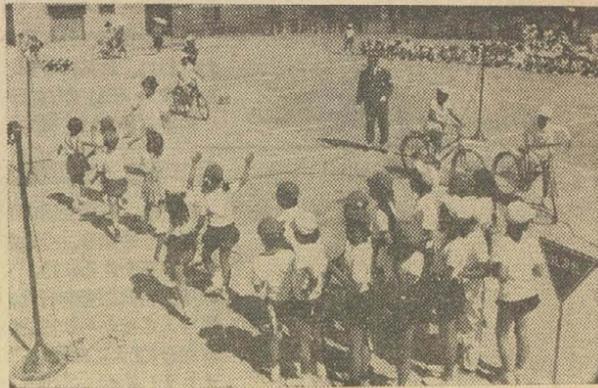
昭和44年5月20日

市の話題

☆山本小でこども交通安全教室が開かれました

今月12日、山本小で春の交通安全運動にちなんで、母と子の交通安全教室が行なわれました。

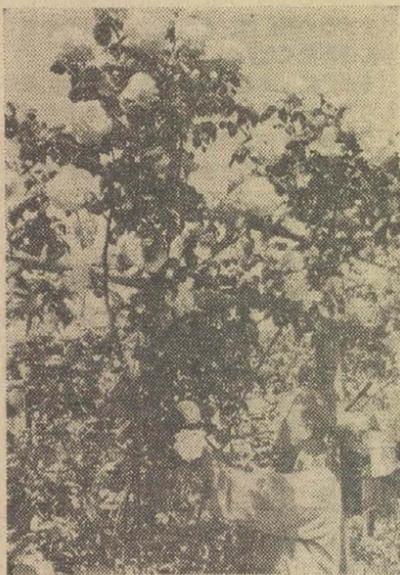
これは、最近多発している交通事故から児童を守るため、警察署と交通安全協会が行なったもので校庭に白線で道路や横断歩道を作り、交通標識や信号灯を置いた後、1850人の児童とおかあさん方30人は、歩行訓練や正しい自転車の乗り方を練習しました。なお八尾小、安中小でも同様の交通安全教室が開かれました。



☆各地でママさんバレーボールチームが猛練習

「はい、トスあげて。」「もっと強くスパイクして。」と、ママさんのバレーボールチーム「若草クラブ」のメンバー15人が、毎週火、金曜日の午前中、市立教育センターで猛練習を続けています。

これは、6月8日、市立体育館で行なわれる春季市民体育大会のバレーボール、一般女子の部に出場しようとハリキっているもので、現在、久宝寺、高砂、中高安チームがあります。



☆久保さんのバラ、ことしもごとに咲きました

いま、山本町北2丁目、久保了輔さん宅では、垣根や庭園に赤、白、黄色など色とりどりのバラが咲き乱れ、通りかかった市民の目を楽しませています。

これは、13年前「こどもも大きくなったしひとつバラ作りでも始めようか」と思いついた了輔さんが丹精こめて育て上げたもので、いまではバラの木も130本、約1,500輪以上のバラになっています。

☆造林の成長をはばむクス枯しを行ないました

産業課では、市内東部山林一帯にはえ、せつかくの造林の成長を妨げるクス(つる類)を枯らす除草剤3種類の実験を恩智地区の山林で行ないました。

この日、実験を見学してきた地元山林所有者に薬の説明をした後、クス一株づつに薬をまきました。産業課では1、2カ月後の結果をみて、米年から東部山林所有者にこれらの薬の散布を指導することになっています。



☆幼稚園でおかあさんが遊具をつくりました

今月7日、市立曙川幼稚園でPTAのおかあさん方35人が集まって園児たちのために古タイヤの遊具を作り上げました。

これは、運送業を営むPTAの方がタイヤ11本を寄贈したのがきっかけで遊具作りが行なわれたもので、スコップやクワを持ち寄ったおかあさん方は、慣れない手つきでタイヤを花模様にならべ、セメントで足場を固めて古タイヤの遊具を完成させました。

しあわせを築く道

18世紀にはいって、幕藩体制もようやくゆるぎはじめました。幕府の財政は乱費のため赤字になり、また大名も参勤交代で出費がかさみ、商品生産の増大にともなって武士の生活もはでになって、年貢だけでは苦しくなりはじめました。したがって大名はもちろん、旗本や武士は町人からの借金がふえるばかりで、町人階級は実権をにぎりはじめました。それをおそれた幕府や大名はますます農民からは年貢のとりたてを強化し、商人たちには商売の独占権を認める代りに税をとりたてました。

こうして土地をはなれて小作に転落するものがふえ封建支配のもとをなす農民の分解が急速に進み、一方町人のあいだにも上層と下層の両極分解がいちだんと進みました。下級武士は家計を保つため内職する状態で町人の中にも献金によって名字帯刀を許されたり、旗本の株を買って武士になるものもありました。反対に農村で生きていけない農民は都市に出て、貧民の群に加わり、士農工商の身分は乱れはじめました。

徳川吉宗は、享保の改革によって、政治のもととなる身分制度の乱れをなくするのが主なねらいでした。百姓の女は髪をわらでゆえとか、庄屋以外の者は絹の着物を着てはいけないとか、下に対する差別はますますきびしくなりました。宗門改人別帳などに農民と一緒に書かれ



同和教育の手引 ⑮

ていた名前を、えた、非人の人たちは別々にされました。差別制度のきびしさも、百姓一揆や貧民の打ちこわしのたかひが發展すると平行して、ますますひどくなります。安永七年にはえたは、百姓町人のふりを一切許さないとか、ある藩では、えたは日没から日の出まで市内を歩いてはいけない、町内で飲食してはいけない、雨の日以外は笠をかぶってはいけない、ぞうりのほかは歩いてはいけないと、ないないづくしの法律を作りました。このように、宗教にも差別され、むりやりに真宗は改宗され、信仰の自由も許しませんでした。このようがんじがらめの差別をうけてきたのです。しかしながらもっとひどいのは、百姓たちの一揆をおさえるために、部落の人達が権力の手先に使われた事です。こうした人民の分裂と対立こそ、封建領主が部落の差別を設けた最大のねらいでした。

1889年(安政6年)江戸の真崎稲荷の祭りに、お詣りにきて馬居をくぐった人に、「えたが宮詣りにきた、けがれる」とけんかをふっかけ殺してしまいました。くやしがついた人達は町奉行所に訴えましたが「えたの身分は平民の7分の1に相当する。あと6人殺されて来い」という答えしかかかって来なかったのです。これは、徳川封建権力の最後のあがきでもありました。